

## つぼみ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体 利用施設

名 称	社会福祉法人 邦寿会
代表者氏名	理事長 鳥井 信吾

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名 称	つぼみ保育園
施設の所在地	大阪市旭区高殿5丁目10-34
連絡先	Tel 06-6953-5511 fax 06-6953-5512
管 理 者	園長 山邊 真佐美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 20人 2歳児 24人 3歳児 28人 4歳児 28人 5歳児 28人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 84人 満1歳以上満3歳未満の児童 44人 満1歳未満の児童 12人
開 設 年 月 日	昭和50年4月1日開設。平成29年3月新築移転。

### 3 施設の目的・運営方針

つぼみ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷 地		1,615 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち 3階
	延べ面積	1313.41 m <sup>2</sup>
園 庭		地上園庭 373.8 m <sup>2</sup> （第2園庭 2479.3 m <sup>2</sup> ）

## (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 (ほふく室含)	2室	ももぐみ (満0歳児) さくらぐみ (満1歳児)
保育室	4室	きくぐみ (満2歳児クラス) すみれぐみ (満3歳児クラス) ばらぐみ (満4歳児クラス)、 ゆりぐみ (満5歳児クラス) について各1室
遊戯室	1室	2階
ランチルーム	1室	
調理室	1室	1階
医務室 事務室 相談室	各1室	1階
子育て相談室	1室	1階

## 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告第141）を改定された新保育所保育指針（平成29年厚労告第117）を踏まえ、その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 当園の目標

こども一人ひとりの個性・人格を大切にし、保護者・園児・保育士それぞれが笑顔で接し、こども同士でも互いに思いやりの気持ちを持って安心して楽しく過ごせ、こどもの心身ともに健全な成長をみんなで喜べる保育を目指します。

### (3) 保育方針

- ・のびのびとした保育の中で 創造性・表現力を伸ばし 思いやりのある情感豊かなこどもを育てる
- ・職員は、園児の気持ちを理解し、心身の発達に即した保育活動を行いこども一人ひとりが意欲的に いきいきと活動できるようにする

### (4) 保育内容

同一敷地内の高殿苑(特別養護老人ホーム)のご利用者の方々との日常的な世代間交流を行い、共に、生きる喜びを感じ、お年寄りをいたわる心や思いやりの気持ちを育みます。伝統的な日本の文化を大切にし、こどもたちは、お作法茶道教室を経験し、野点交流茶会やお雛祭り交流茶会お年寄りを敬う会等、行事を通してもふれあう機会も取り入れています。

乳児期は、育児担当制保育システムを導入し、食事・睡眠・排泄・身の回りのお世話を特定の保育士が育児活動を行います。個々の成長発達、生活リズムに即した丁寧な保育を行います。

幼児期は、5領域に応じて、バランスのとれた豊富なプログラムを実施しています。教育的意図をもった働きかけにおいては、専門講師による指導に基づき絵画（表現力をのばす）運動遊び（基礎的な体力づくり）リトミック・ダンス教室（リズム感と自己表現力を養う）科学遊び（なぜ？どうして？を大切にする）等

さまざまな体験をすることにより、こどもの個性を大切に生きる力をのばしています。

#### (5) 送 迎

- ・保護者の送迎を基本とします。保護者以外の方が送迎される場合は、事前に当園にご連絡いただき対応します。
- ・車での送迎は、禁止です。徒歩または、自転車での送迎をお願いします。地域の方々からも厳しく指導されていますので、ご協力お願い申し上げます。
- ・欠席や遅刻（9：30以降）の場合は、昼食数確認のため、7：00～9：30までに、電話連絡をお願いします。
- ・体調が悪い時は、当園の際、必ず、担任までお知らせください。

### 6 職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、園務の一部を整理、 園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をつかさどる	22	10	12	
看護師	園児の保育、看護をつかさどる	1	0	1	
栄 養 士 調理員	園児の昼食 献立 栄養管理	3	3		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

※ ロテーションにより、（7：00～19：00内 9時間）シフト勤務

各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。または、非常事態（暴風警報発令）、交通機関の全面運休の場合、安全保育が保てない状況の日は休園となります。

8月13日～15日（家庭保育協力日）ご自宅で保育できる方は、家庭保育にご協力をお願いします。

### 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

#### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町

村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法 自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	-----	11時00分頃	15時頃	
1歳児	-----	11時30分頃	15時頃	
2歳児	-----	11時45分頃	15時頃	
3歳児		12時00分頃	15時頃	
4歳児		12時10分頃	15時頃	
5歳児		12時10分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がい児も健常児共に育ち合うことを基本的な考え方として統合保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

旭区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護

者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	大阪みなと中央病院
医師名	小川 博子

- (2) 歯科

医療機関の名称	大宮横山歯科
医院長名又は医師名	横山 馨

### 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 17 虐待の防止のための措置に関する事項

こどもへの虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成と運用

### 18 要望・意見等に関する相談窓口

当園では、要望・意見等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 大場 真子 責任者 山邊 真佐美 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6953-5511 ・F A X 06-6953-5512 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	天野 陽子 天野法律事務所 弁護士

※ 当園では、上記のほか、園内にご意見箱を設置しています。

### 19 利用者に対しての保険について

当園は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度に加入しています。

また、園児に対する保育提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度の保険の資料」をご確認ください。

## 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	12人	12人	9人
1歳児	20人	20人	20人
2歳児	24人	24人	24人
3歳児	28人	28人	28人
4歳児	27人	28人	27人
5歳児	28人	28人	28人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	実施状況	実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

\*当園は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを作成して、遵守するとともに、個人の人格尊重の理念のもとに、個人情報を安全かつ適切に取り扱います。

\*当園はつばみ保育園職員と、父母の会およびブロック保育士会以外のいかなる団体会場にも場所は提供しません。当保育園は、多数の乳幼児をお預かりする関係上、当園の規則に基づいて 遵守いただき、明るく健やかな保育運営の為ご協力お願いいたします。